

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第41号

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成24年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県税の課税免除)</p> <p>第2条 特定復興産業集積区域の区域内において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和6年3月31日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条第1項、第10条の5第1項、第17条の2第1項、第17条の5第1項、<u>第18条の4第1項、第25条の2第1項、第25条の5第1項又は第26条の4第1項</u>の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から令和6年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(県税の課税免除)</p> <p>第2条 特定復興産業集積区域の区域内において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和6年3月31日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条第1項、第10条の5第1項、第17条の2第1項、第17条の5第1項<u>又は</u>第18条の4第1項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から令和6年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 令和5年3月31日以前に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第25条の2第1項、第25条の5第1項又は第26条の4第1項（所得税法等の一部を改正する法律附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定の適用を受ける施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する県税の課税

免除については、なお従前の例による。